

春の火災予防運動

4月20日(月)～30日(木)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。今年は例年よりも雪解けが早く、特に注意が必要です。

この期間の火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動期間中には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

■ごみ焼きなどの屋外焼却は禁止されています

農業や林業などを営む上でやむを得ない場合を除き、ごみ焼きなどの屋外焼却は禁止されています。火災の原因の多くは、ごみ焼きやたばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちょっとした不注意から大きな火災になりますので絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯れ草、作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、春先の風の強い日は特に注意をして火災にならないようにしましょう。



実践会地区の 防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

○実施期間
4月1日(水)～20日(月)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- と き 5月17日(日)
 - と ころ 北見市
 - 種 類 両試験とも全種類
 - 受付期間 ・電子申請 3月31日(火)～4月7日(火)
・書面申請 4月3日(金)～10日(金)
- ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

個人情報の開示、その他の運用状況

訓子府町個人情報保護条例に基づき、令和元年度の個人情報の開示その他の運用状況について公表します。

■情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、実施機関が相当な理由があると認め住民基本台帳登録情報を利用した個人情報について

- ・高齢者ハイヤー・路線バス利用サービス等対象者リスト
- ・高齢者を含む世帯名簿
- ・高齢者夫婦世帯名簿
- ・高齢者単身世帯名簿
- ・誕生がん検診名簿
- ・予防接種対象者名簿
(成人用肺炎球菌予防ワクチン)
- ・敬老祭対象者名簿
- ・予防接種対象者名簿 (日本脳炎予防接種)
- ・予防接種対象者名簿
(ジフテリア・破傷風Ⅱ期予防接種)
- ・予防接種対象者名簿(子宮頸がん予防ワクチン)

- ・こども園入園対象者名簿
- ・70歳以上単身者および一方が70歳以上夫婦世帯名簿
- ・温泉保養センターことぶき券対象者リスト
- ・上下水道事業の世帯および給排水人口の実態調査
- ・子ども会安全会加入対象者名簿
- ・令和2年成人式対象者名簿
- ・高齢者世帯防火診断
- ・北見地区消防組合通信指令台の地図検索装置データ更新
- ・北見地区消防組合訓子府消防団入団対象者名簿
- ・社会教育中期計画策定アンケート抽出用リスト
- ・読書活動推進計画策定アンケート抽出用リスト
- ・プレミアム付商品券購入引換券交付対象児童名簿(0～2歳児)
- ・住宅政策構想アンケート調査対象者名簿(高齢者)
- ・総合戦略策定アンケート抽出用リスト

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項 目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・賃借したり、他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 □具体例 ・用途変更～農業用関連施設 ・除 外～農家住宅建設 ・開発行為～火山灰採取	農振法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	農林商工課

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

◆開発行為とは

- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
- ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域

- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物

- ①倉庫、車庫などで100㎡以上
 - ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
 - ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- 問合せ 建設課建築係

建築物の解体工事には 届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工

事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届け出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

■問合せ 建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

